

お知らせ

令和8年6月24日からの大雨に伴う災害等で

被害を受けられた組合員様ご所属の関係者の皆様へ

令和8年6月24日からの大雨に係る災害等で被害を受けられた組合員様および関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において被災された地域の消防団様で、共済契約の加入手続きを当面、3ヶ月延長して取扱いをすることとしますので、お知らせいたします。

なお、3ヶ月後の締切日は、県の消防協会によって異なる旨、ご承知おきください。

また、火災共済事務処理上の問題が生じた時は下記にご連絡ください。

連絡先：全日本消防人共済会事務局 TEL 03-6263-9822

【災害救助法の適用地域(内閣府発表)】(令和8年6月24日現在)の内 共済会加入契約市町村

【鹿児島県】

薩摩川内市（さつませんだいし）

○被害状況：令和8年6月24日からの大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鹿児島県は1市に災害救助法の適用を決定した。

※今後、災害救助法の適用地域が拡大された場合には、同様の取扱いといたします。
適用地域の詳細につきましては内閣府のホームページをご確認ください。

内閣府 HP 「災害救助法の適用状況」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html